

まち・ひと・しごと創生

# 育英資金・学生地元就職応援事業

綾川町では、まち・ひと・しごと創生総合プランにもとづき  
大学等を卒業したのちに地元で就職する方の定住を支援するために  
育英資金の返還を半額免除する制度を実施しています

## 3要件を満たす方が対象となります

- ① 町内に現に居住し、住民登録をしていること
- ② 県内に事業所を有する企業等又は個人事業者に雇用されているか、  
個人事業を営み確定申告を行っている方（短期アルバイト等は除きます）
- ③ 町税等（返還中の育英資金貸付金を含む）の滞納がないこと

## 毎年1回手続きが必要です

上の要件を満たすことを証明するために、申請書に次の書類を添えて  
毎年度1回、**5月末までに**町教育委員会事務局に提出していただきます

- (1) 住民票の写し（発行後2週間以内のものに限る）
- (2) 県内での就労状況を証明する書類  
（事業主の証明書、マイナポータルにて健康保険証情報を印刷したもの、  
直近の確定申告書の写し等）
- (3) 町税等の滞納がないことを証明する書類（町税務課が発行します）
- (4) 大学等を卒業したことを証明する書類（卒業証明書・卒業証書の写し等）

※現在返済中の方も申請できます。

育英貸付  
返済金の

# 半額免除

制度が始まりました

※申請の結果、減額の対象となるかどうかについては文書で通知をおこないます。  
※減額認定された方に対しては、返済額を減額した納入通知書を再送付します。



お問い合わせ：綾川町教育委員会事務局 学校教育課 電話876-1180

# 申請書の記入のしかた

様式第1号（第3条関係）

綾川町育英資金貸与金減額申請書

令和8年4月28日

綾川町長 前田 武俊 様

決定番号 4 年度 第 15 号

被貸与者氏名 綾川 花子 ㊤

次の理由により育英資金貸付金の返還を2分の1に減額していただきたく、別紙の書類を添え申請します。

1 減額期間 令和8年 4月 1日から  
令和9年 3月 31日まで（最大1年間）

2 申請理由 以下の3条件を満たしているため。  
① 町内に居住し、住民登録している。  
② 県内で就業している。  
③ 町税等（返還中の育英貸付金を含む）の滞納がない。